



SAITAMA



精神保健福祉だより

埼玉県立精神保健福祉センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>
埼玉県立精神医療センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/A80/BA04/top.htm>
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 TEL 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550

CONTENTS	1. 災害時こころのケア活動マニュアルについて…………… 1
	精神保健福祉部長 ・大地震が発生したら ・災害時活動の5本柱 等
	2. 精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療（精神通院）のトピックス…………… 4
	精神医療福祉審査担当
3. ぜんせいれん全国大会 i n 埼玉へのお誘い…………… 7	
4. 自殺防止週間について…………… 8	

No.65
平成20年8月

※当たよりは、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。是非、ご利用ください。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>)

1. 災害時こころのケア活動マニュアルについて

精神保健福祉部長

1 はじめに

大規模地震の発生などの災害時に、当センターが実施する地域精神保健福祉活動の行動指針を「災害時こころのケア活動マニュアル」として、平成20年3月、まとめました。

災害発生の初期段階では、当センター内で対応することと併せて、被災地域に赴き、専門家チームとして緊急支援活動を行い、また、被災地域のコーディネーターとして機能することができるかどうか大きなポイントとなります。

なお、このマニュアルでは、当センターには大きな被害がなく、平常時の機能がある程度保たれていることを前提として策定しました。想定外の被害が当センター自体にあった場合には、このマニュアルに準じ、その場の状況に応じた臨機応変な対応をこころがけるようにする必要があります。

マニュアルの前提となる、被災地・活動期間等の考え方については、①被害想定としては「埼玉県災害対策本部設置」程度の被害規模、②被災地は市町村単位、③活動期間は被災直後から概ね3か月までの急性期、④中・長期的ケアは平時の地域精神保健福祉活動に移行させていく、としました。

2 大地震が発生したら

図1を参照してください。

3 災害時において、当センターが実施する活動

- (1) 統括指揮組織として、センター内対策本部に「こころのケア対策班」を設置します。
- (2) 災害時に当センターが実施する活動は次の5つです。
 - ①「こころのケアチームの派遣」
 - ②「被災地コーディネイト」
 - ③「災害時精神科救急情報センター」
 - ④「こころのケアホットライン」
 - ⑤「情報提供・情報ネットワーク等」

4 こころのケア対策班

当センター対策本部内に設置し、当センターが実施する活動の統括指揮を行います。

「こころのケアチーム」の派遣及び保健所等を活動拠点とした「被災地コーディネイト」の統括（被害状況の確認、情報収集・分析、情報提供、ケア方針の検討及び決定、現地への指示等）、「災

害時精神科救急情報センター」及び「こころのケアホットライン」の運営、「啓発普及・研修」の方針などを決定します。

5 災害時活動の5本柱

(1) こころのケアチームの派遣

精神医療センター及び精神保健福祉センターの医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、事務職などによって構成される多職種チームを編成し被災地に派遣します。

医療の確保が困難な状況下において、被災に

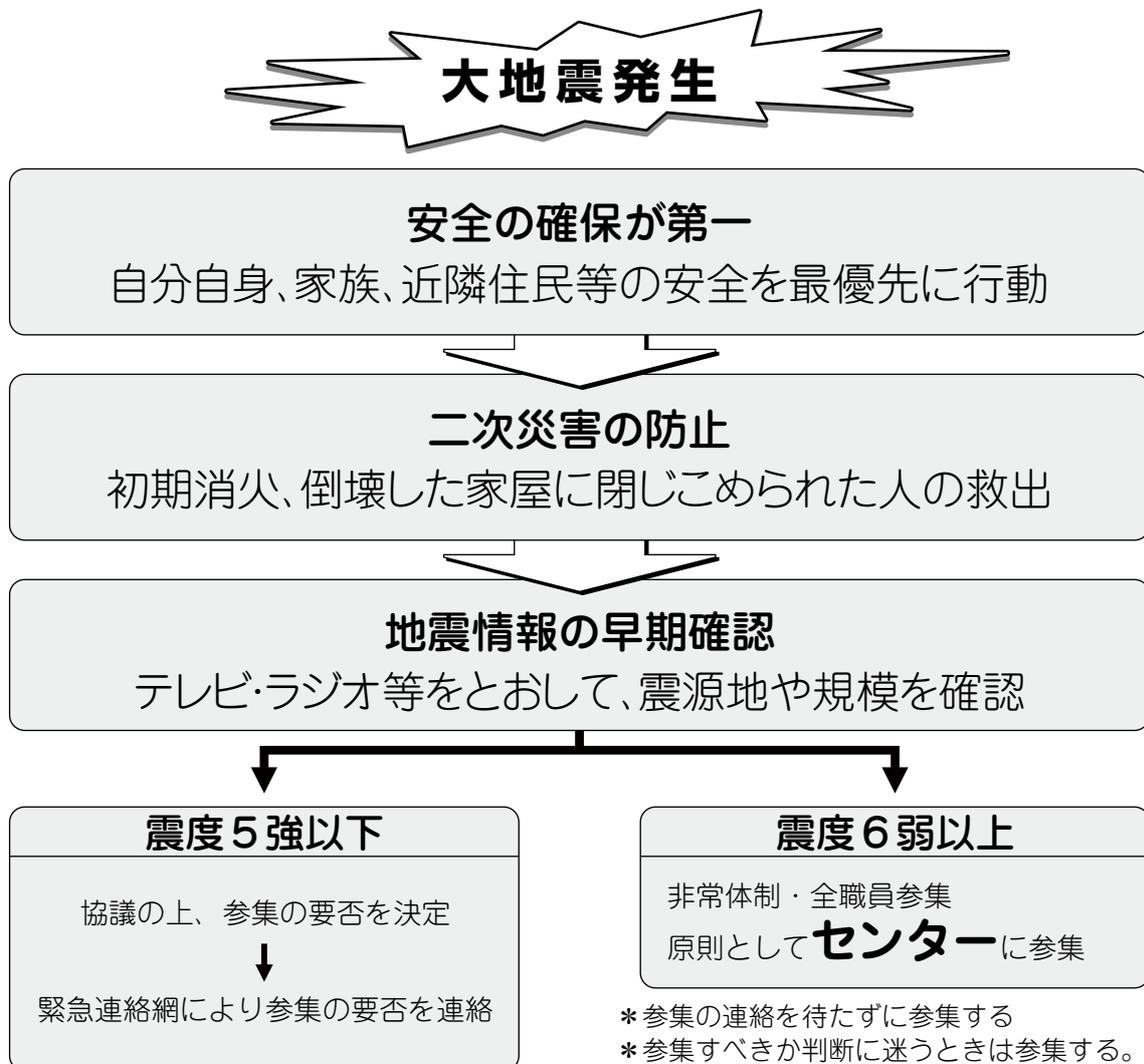
よるショックと避難所生活などの強いストレスにより生じる急性ストレス障害等への対応や在宅精神障害者の医療及び日常生活に必要な情報の確保に当たります。

(2) 被災地コーディネイト

当センター職員を被災地に派遣し、保健所の精神保健福祉相談員、保健師等と協働して現地コーディネーターとしての業務を行います。現地コーディネーターの主な業務としては、被災者・避難所等の状況確認、市町村のチーム派遣要請の確認、ケアチーム活動拠点（ホームベー

大地震が発生したら…

図1



- * 参集の連絡を待たずに参集する
- * 参集すべきか判断に迷うときは参集する。電話による問い合わせはしない
- * 交通機関の途絶や火災等により、センターに参集できない場合は非常参集場所に参集（埼玉県職員危機管理防災ハンドブックによる）

ス)の確保、ケアチームの受入のオリエンテーション(引き継ぎ会議)の開催、市町村・医療機関とチーム間の連絡調整、精神保健福祉センターとの連絡調整、ケアチーム間の連絡調整、一般医療との連絡調整、ミニ講座、相談会等の企画、ケアチームミーティングの企画・開催、ケアチーム活動に必要な情報提供等を行います。

なお、被災地コーディネイトは、保健所が行う、医療救護活動や被災者の健康管理活動を媒介として活動を行います。

また、センター内こころのケア対策班は、被災地の被害状況や避難所状況、精神科医療機関の被害状況、他地域のケアチームの派遣状況等、コーディネイト業務を行う上で必要な情報を随時現地コーディネーターに提供します。

(3) 災害時精神科救急情報センター

現行の精神科救急情報センターを「災害時精神科救急情報センター」として機能させ、緊急対応可能な医療機関情報を集約し、緊急な受診・入院を要する患者を振り分けます。

医療機関の確保については、平時の埼玉県精神科病院協会加盟輪番病院や埼玉精神神経科診療所協会加盟輪番診療所だけにとどまらず、県内の全精神科病院・精神科診療所を視野に入れ、受け入れ体制を確保することに努めます。場合によっては、県外の精神科医療機関にも要請します。

通常の運営時間を拡大し、平日日中も機能することにより、24時間の精神科医療体制の確保に当たります。

(4) こころのケアホットライン

被災住民の不安軽減とともに、災害時のこころの健康に関する正しい知識、ケアチーム等の支援情報などを伝達します。

「こころの電話相談」(048-723-1447)を「こころのケアホットライン」にあて、できるだけ被災から12時間以内に開設します。

相談時間帯は、被害規模・相談状況の推移に応じて変更します。

(5) 情報提供・情報ネットワーク等

①災害時こころのケア通信の発行

インターネット、電子メールによる情報ネットワークを構築し、支援にあたる関係機関、団体、被災住民及びその他の関係者が被災地での

情報を共有できるようにします。ネットワーク化対象機関・団体は、現地コーディネーター(県保健所、派遣職員)、ケアチーム(派遣チーム及び待機チーム)、精神科病院、精神科診療所、県の機関(障害者福祉課、疾病対策課、福祉保健総合センター、保健所等)、被災地市町村、その他必要な機関・団体とし、被災地の被害状況や避難所の状況、被災住民の様子、災害時精神科医療体制の対応状況、ケアチームの派遣状況や活動内容、こころのケアホットラインの相談状況、市町村の取組状況、などを掲載します。

②ホームページ

当センターホームページ内に「災害時こころのケア情報」コーナーを設け、こころのケアホットライン、ケアチーム等の支援情報や被災時のこころの健康に関する情報を掲載して順次更新し広く情報を発信します。

③パンフレットの作成配布

被災時のこころの健康に関する情報(不眠、うつ状態、アルコール依存、PTSD等)やホットライン等の支援情報のパンフレット・ポスターを作成します。

④研修等の実施

被災者に支援を行う援助者が、被災者の心理について正しい知識を踏まえた関わりができるようにします。

6 防災関係アクセス先

(1)「埼玉県危機管理災害情報」

平常時には危機管理・防災に関するトピック、イベント情報等を、非常時には危機・災害関連の「速報」「記者発表情報」を発信します。

<http://plaza.rakuten.co.jp/kikisaitama>

(2)「彩の国災害時用伝言板ネットワークシステム」

県内に相当規模の災害が発生した際に、ご家族や知人との連絡、身近な生活情報の共有の場としてご利用できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/saigai/index.html>

(3)「埼玉県防災情報メール」

登録された方の携帯電話等に、防災に関する以下の情報をメールでお知らせします。

気象警報注意報、地震情報、避難情報、危機管理情報、避難所開設情報

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/bousai-mail.html>

(4)「地震への対応」(埼玉県危機管理防災部消防防災課)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/bousai/index.html>

2. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院)のトピックス

精神医療福祉審査担当

1 はじめに

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費(精神通院)は、精神障害のある方々にとって、最も重要な医療福祉サービスの一つです。

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)の改正により創設されました。精神障害者について一定の精神障害の状態にあることを証明する手段となることにより、手帳の交付を受けた方に対して様々な支援を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

現在、手帳の交付を受けると、控除額が加算されるなど税制上の優遇措置の対象となる、生活保護の障害者加算の対象となる、公営住居に入居する際の優遇措置がある等の支援策が設けられています。

また、精神通院にかかる医療費に対する公費負担については、平成18年4月に、精神保健福祉法による精神障害者通院医療費公費負担制度から、障害者自立支援法の規定による自立支援医療費(精神通院)支給認定へと制度変更が行われました。

当センターでは、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務や自立支援医療費支給の認定業務等を行っています。申請窓口は利用者の居住する市町村です。

なお、さいたま市内に居住されている方の場合、さいたま市でこれらの事務を行っています。

精神障害者保健福祉手帳については2年ごとの更新、自立支援医療受給者証については1年ごとの更新となっています。平成19年度末において、

精神障害者保健福祉手帳の所持者は17,304人、自立支援医療受給者証の所持者は46,792人です。平成17年度末には手帳の所持者が14,205人、精神障害者通院医療費公費負担患者票の所持者が47,676人でしたので、2年前と比較して手帳については1.2倍の伸び、受給者証については横ばいとなっています。

2 精神障害者保健福祉手帳の再交付事務の権限委譲について

精神障害者保健福祉手帳の交付については、市町村が申請の受付や手帳の交付を行う、当センターが障害等級の判定や手帳の発行を行う等、それぞれ役割を分担して事務を行っています。

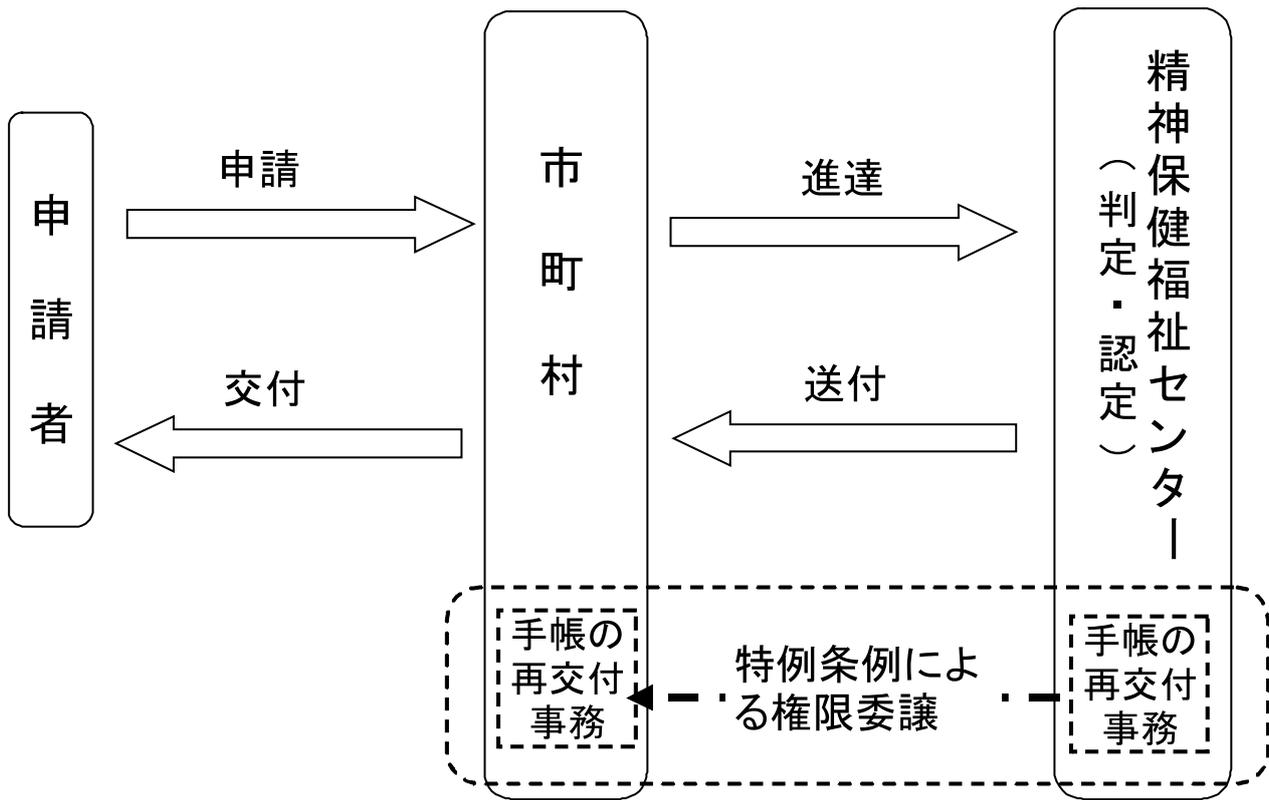
これらの事務のうち、紛失等により手帳の再交付が必要になった場合には、現在当センターで再発行し、市町村窓口で交付しています。再交付件数は、平成18年度は287件、平成19年度は294件です。

都道府県が行う事務は、地方自治法の規定により、条例を定めれば市町村に権限委譲できるようになっています。住民に身近な行政については、市町村の自主的な判断と責任において決定できるよう、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により市町村に権限を委譲しています。

当県では、平成11年3月に埼玉県分権推進計画を、平成16年12月に埼玉県権限移譲方針を策定し、市町村への権限移譲を積極的に進めてきました。

平成20年度からは、第二次埼玉県権限移譲方針により、平成22年度までの間に計画的に市町村への事務の権限委譲を進めることになっており、その一つに精神障害者保健福祉手帳の再交付事務が

図1 精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院）の事務処理の流れ



位置づけられています。市町村で再交付事務を行うことにより、交付申請から交付までの時間が短縮され、住民サービスの向上につながることを期待できるためです。

権限委譲については、あらかじめ県と市町村が協議したうえで、条例を定めることになっています。市町村を対象とした説明会を10月下旬から11月上旬の間に予定しています。詳細が決まり次第お知らせします。

3 自立支援医療費（精神通院）の経過措置について

医療費については、原則として加入している医療保険で7割が支払われ、3割を自己負担することになっています。

自立支援医療費（精神通院）は、統合失調症など一定の精神疾患を有する方で通院による精神医療を継続的に必要とされる方が、指定自立支援医

療機関に通院した際にかかった医療費の自己負担分の一部を公費で負担するものです。

自立支援医療費（精神通院）の対象となる方が負担する額については、かかった医療費のうち原則1割となりますが、「世帯」の所得等に応じて月額負担上限額が設けられています。（「世帯」については図2※1を参照してください。）

「世帯」の市町村民税（所得割）が23万5千円以上ある方については、一定所得以上のため、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならないとして認定を受けた方（いわゆる「重度かつ継続」該当者）のみ、現在障害者自立支援法施行令による特例で対象となっています。しかしこの特例は、平成21年3月末までの措置ですので、これらの方は平成21年4月以降については本制度による支援の対象外となります。御注意ください。

なお、一定所得以上のため本制度の対象外になっても、年度が替わる等所得区分が変更になった場合には再度対象となります。

図2 自立支援医療（精神通院）における利用者負担上限額と所得区分

負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	医療保険の自己負担 限度額	20,000円	制度対象 外	
「世帯」(※1) の所得区分	一定所得以下			中間所得層				一定所得 以上	一定所得 以上
	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得 層1	中間所得 層2	中間所得 層1	中間所得 層2		
市町村民税 等	非課税			3万3千円 <(所得 割)	3万3千円 ≤(所得割) <23万5千 円	3万3千円 <(所得 割)	3万3千円 ≤(所得割) <23万5千 円	(所得割)≥ 23万5千円	
重度かつ継 続(※2)の該 当				該当		非該当		該当	非該当

※1 自立支援医療費における「世帯」

受給者が加入している医療保険と同じ保険に加入している家族を同じ「世帯」として認定するため、住民票の「世帯」とは異なります。例えば、異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」になります。

※2 重度かつ継続の範囲

(1) 疾病、症状等から対象となる者

ア 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）

イ 3年以上の精神医療の経験有する医師により、計画的・集中的な通院医療を継続的に要すると判断された者

(2) 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

医療保険の多数該当の者

4 おわりに

厚生労働省の精神保健福祉対策本部は平成16年9月に概ね10年後を目標にした「精神保健医療福祉の改革ビジョン」をまとめました。5年経った中間期に改革の成果を評価しつつ、後期の具体的な重点施策群を定めることになっています。現在平成21年9月の策定期間に向けて、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会で、議論が進められています。

また、障害者自立支援法については、平成21年の通常国会に改正案の提出が見込まれています。

これらに伴い制度改正がある場合には、速やかに関係機関に情報提供し、円滑な事務処理に努めていきます。今後とも、御協力のほどお願い申し上げます。



ぜんせいいれん全国大会in埼玉へのお誘い

当事者会ウィーズ運営委員・埼玉大会実行委員 末吉俊一

埼玉県には、県内の各地域で活動する精神障害者当事者会の連合体として、埼玉県精神障害者団体連合会（通称：ポプリ）があります。また、全国的な組織として、全国精神障害者団体連合会（通称：ぜんせいいれん）が活動しています。ぜんせいいれんでは、当事者の声を社会に届けるため、2年に1回、全国規模の大会を日本各地で開催しています。北は北海道、南は沖縄まで過去、大会を開催してきました。昨年はべてるの家で有名な北海道で開催され、浦河に多くの人が集まりました。

そんな全国大会が今年、埼玉県で開催されます。記念すべき第10回大会です。大会開催については、まず、ポプリで依頼を受けました。ポプリでの承認を経て正式に開催を受けることになり、ぜんせいいれん埼玉大会実行委員会が結成されました。

埼玉大会の大会テーマは「わかちあおう、こころの叫びを」と決まりました。9月12日は、やどかり情報館館長の増田一世さんの基調講演、その後には「働くということについて」をはじめとした15の分科会、交流会（別料金）が行われます。翌13日にはこころの叫びを伝える機会となる「スピーク・アウト」、そして大会宣言の採択を予定しています。

実行委員として、開催をするにあたって頭をよぎったのは、当事者が運営でき、赤字を残さない大会に出来るかと言うことでした。しかし、ポプリの方の助言で幾つかの公的助成が利用できることができ、財政的な心配はなくなりました。また、一定の規模での会議が開けることも分かり、今では定期的に実行委員会を行うことができます。

折しも2008年が障がい者自立支援法の3年に1度の見直しの年に当たっています。当事者が「よかった」といってくれる見直しになるように、この大会でより多くの当事者の声を拾い、見直しに大きな影響を与えていきたいと決意しています。

第10回ぜんせいいれん全国大会in埼玉に参加してみませんか？皆様のご参加を重ねてお願い致します。



**第10回
ぜんせいいれん全国大会in埼玉**

日 程：2008年9月12日(金)11：30受付
9月13日(土) 9：30受付

場 所：埼玉会館

参加費：1,900円

テーマ：わかちあおう、こころの叫びを

主 催：ぜんせいいれん
(特定非営利活動法人全国精神障害者団体連合会)
ぜんせいいれん埼玉大会実行委員会

問い合わせ：

- 大会参加・交流会・宿泊に関するお問い合わせ
株式会社JTB首都圏 法人営業埼玉支店
「ぜんせいいれん全国大会in埼玉」デスク
担当：六角（むすみ）・砂生（さそう）・木下
TEL：048-644-5313
- 大会プログラムに関するお問い合わせ先
NPO法人ぜんせいいれん
特定非営利活動法人全国精神障害者団体連合会
TEL：03-5497-2345

自殺防止週間について

世界保健機関（WHO）は世界自殺防止デーとして9月10日を定め、世界的に自殺防止を訴えています。WHOのホームページには「世界で1日に約3,000人が自殺し、家族と友人が長期間にわたって心を痛めます。」とし、国として取り組むべき重大な公衆衛生上の問題であるとしています。

日本政府は9月10日からの1週間を自殺予防週間とし、国、地方自治体が連携して幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進すると宣言しました。

それを受け埼玉県では下記の事業を実施いたします。

平成20年度自殺対策シンポジウム

9月14日(日) 13:30～16:10 プラザノース（さいたま市北区役所となり）さいたま市北区宮原町1-852-1

○要事前申し込み：定員390名（入場 無料）

○申込み：①往復はがき（氏名・住所・電話番号を明記）にて下記申込先まで

②埼玉県保健医療部疾病対策課ホームページより申込み

○申込先：①〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当

②<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/suicide/event.html>

○問い合わせ先：保健医療部疾病対策課精神保健担当 TEL.048-830-3565

第1部 自殺防止講演会「多重債務と自殺」

講師：猪俣 正氏（弁護士・埼玉県多重債務対策協議会委員）

「多重債務は必ず解決できる」

第2部 パネルディスカッション（テーマ「地域ぐるみの支え合いを目指して」）

コーディネーター：防衛医科大学校 野村 総一郎氏

パネラー：秋山誠法律事務所 秋山 誠氏

：東武中央病院 菅野 隆氏

：民生委員・児童委員 下田 ナカ氏

：クレジット・サラ金・ヤミ金被害者の会 夜明けの会

吉田 豊樹氏

：埼玉県立精神保健福祉センター 関口 隆一氏

主催／埼玉県・さいたま市 共催／埼玉県自殺対策連絡協議会・埼玉県多重債務対策協議会

後援／(社)埼玉県精神保健福祉協会

無料相談コーナーの開設 ○多重債務相談会 ○こころの健康相談会

SAITAMAこころの健康フェスティバルIN 浦和

9月15日(月)・敬老の日 13:00～16:00

埼玉会館小ホール さいたま市浦和区高砂3-1-4（JR浦和駅西口から徒歩12分）

講演会 心に優しい働き方「うつ病からの復帰」

第1部 「うつ病に対する取り組み」

講師：清水 隆司氏 ヘルスコーディネーター・産業医

(株)JPORONメンタルヘルスケア・ヘルスプロモーション研究所社長

第2部 「スローライフのすすめ」

講師：野口 智子氏 ゆとり研究所所長・NPOスローライフジャパン事務局長